

(仮称) 広島中央環境衛生組合一般廃棄物処理施設 整備事業に係る環境影響評価方法書のあらまし

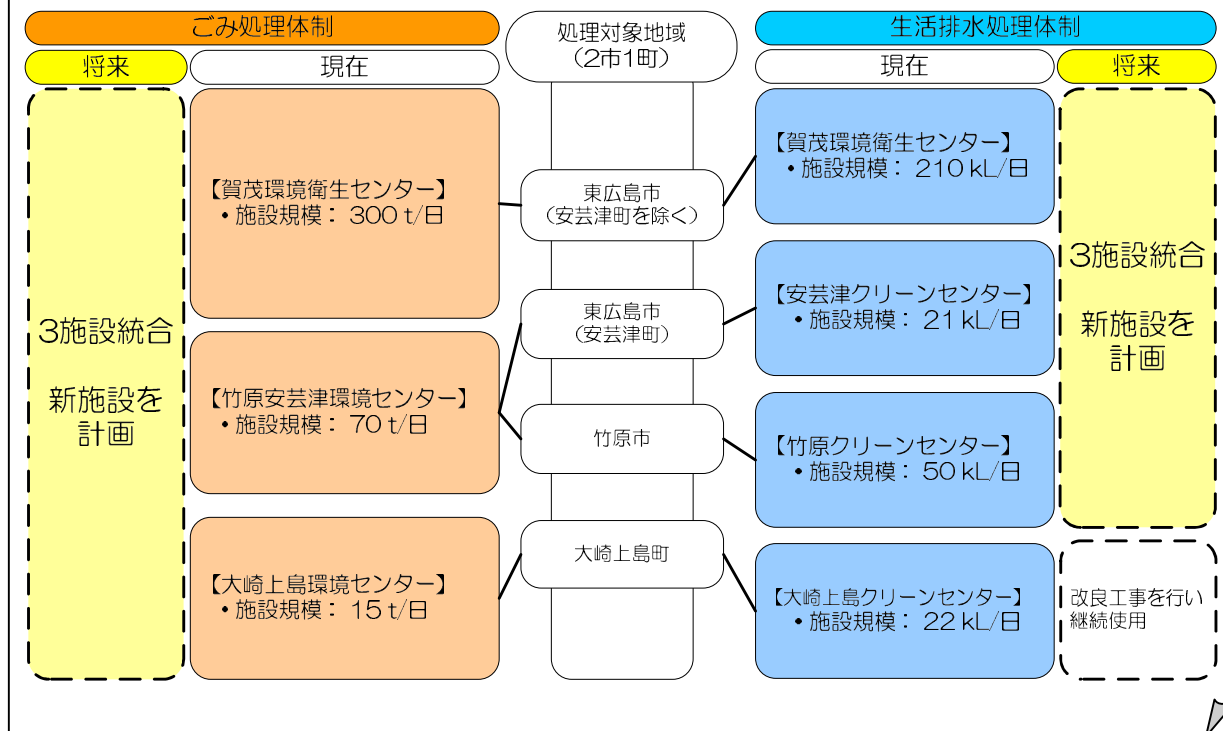
広島中央環境衛生組合（以下、「本組合」という。）は、東広島市、竹原市及び大崎上島町（2市1町）のごみ処理及び生活排水処理を効率よく、また適正に共同処理するために平成21年10月1日に設立しました。

現在、本組合のごみ処理体制は、計3施設（賀茂環境衛生センター、竹原安芸津環境センター、大崎上島環境センター）のごみ焼却施設で処理を行っています。また、生活排水処理体制は、計4施設（賀茂環境衛生センター、安芸津クリーンセンター、竹原クリーンセンター、大崎上島クリーンセンター）のし尿処理施設で処理を行っています。

しかし、現在、各処理を行っている施設は老朽化が進んでいるため、適正処理に向けた新施設の整備が求められています。

本事業は、老朽化の著しい賀茂環境衛生センター、竹原安芸津環境センター、大崎上島環境センターを1つに統合し、新たにごみ焼却施設の整備を行うものです。

また、賀茂環境衛生センター、安芸津クリーンセンター、竹原クリーンセンターを1つに統合し、新たなし尿処理施設の整備を行うものです。



1.環境影響評価とは

● 環境影響評価について

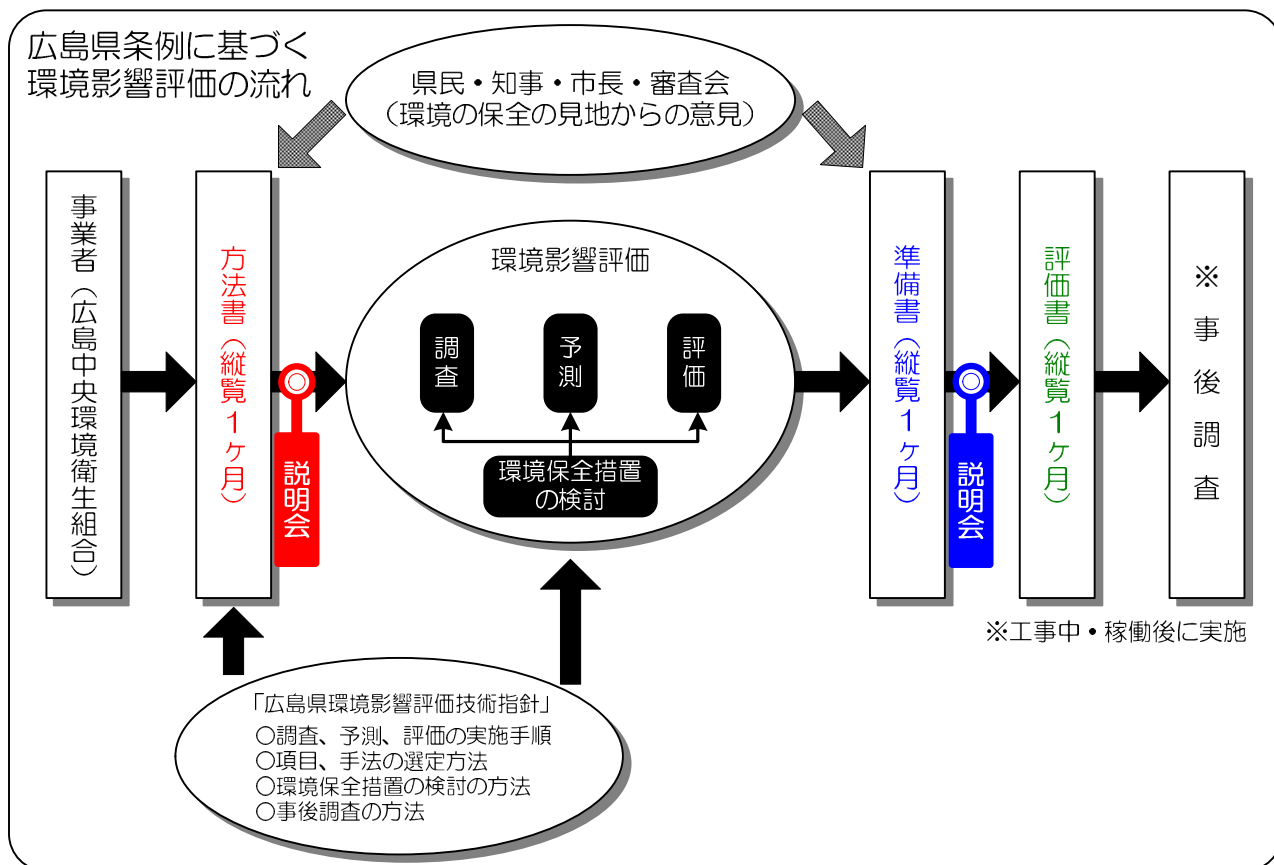
事業者が実施しようとする事業の環境への影響について、県民・県知事・市長・審査会など関係する方々の意見を聞きながら、その事業を、環境に配慮した、より良い事業計画にしてい くための制度です。

概要としては、事業者が現況を調査し、事業による影響を予測し、必要に応じて環境保全の措置などを検討します。その結果を公表し、関係する方々の意見を聞きながら、最終的に環境 への影響を評価するものです。

なお、新施設の環境影響評価は広島県環境影響評価に関する条例(平成 10 年条例第 21 号) に基づいて実施します。

● 環境影響評価の流れ

環境影響評価は、以下の手順で行います。



方法書：環境影響評価の方法を決めるため、現況を整理し、評価項目や調査方法等を記載する文書

準備書：環境保全上の意見を聴くための準備として、調査、予測、評価、環境保全対策の検討結果を
示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた文書

評価書：県知事や一般の方々などの意見を踏まえ、必要に応じて準備書を見直し検討を追加する文書

事後調査：評価書に基づき必要に応じて実施する、工事中や供用開始後の環境を把握するための調査

2. 事業の概要

○都市計画決定権者の名称：東広島市 市長 蔵田 義雄（都市部都市計画課）

○事業者の名称：広島中央環境衛生組合 管理者 蔵田 義雄

○建設候補地：広島県東広島市西条町上三永地内及び広島県竹原市田万里町の一部

注）東広島市が都市計画決定を行う。

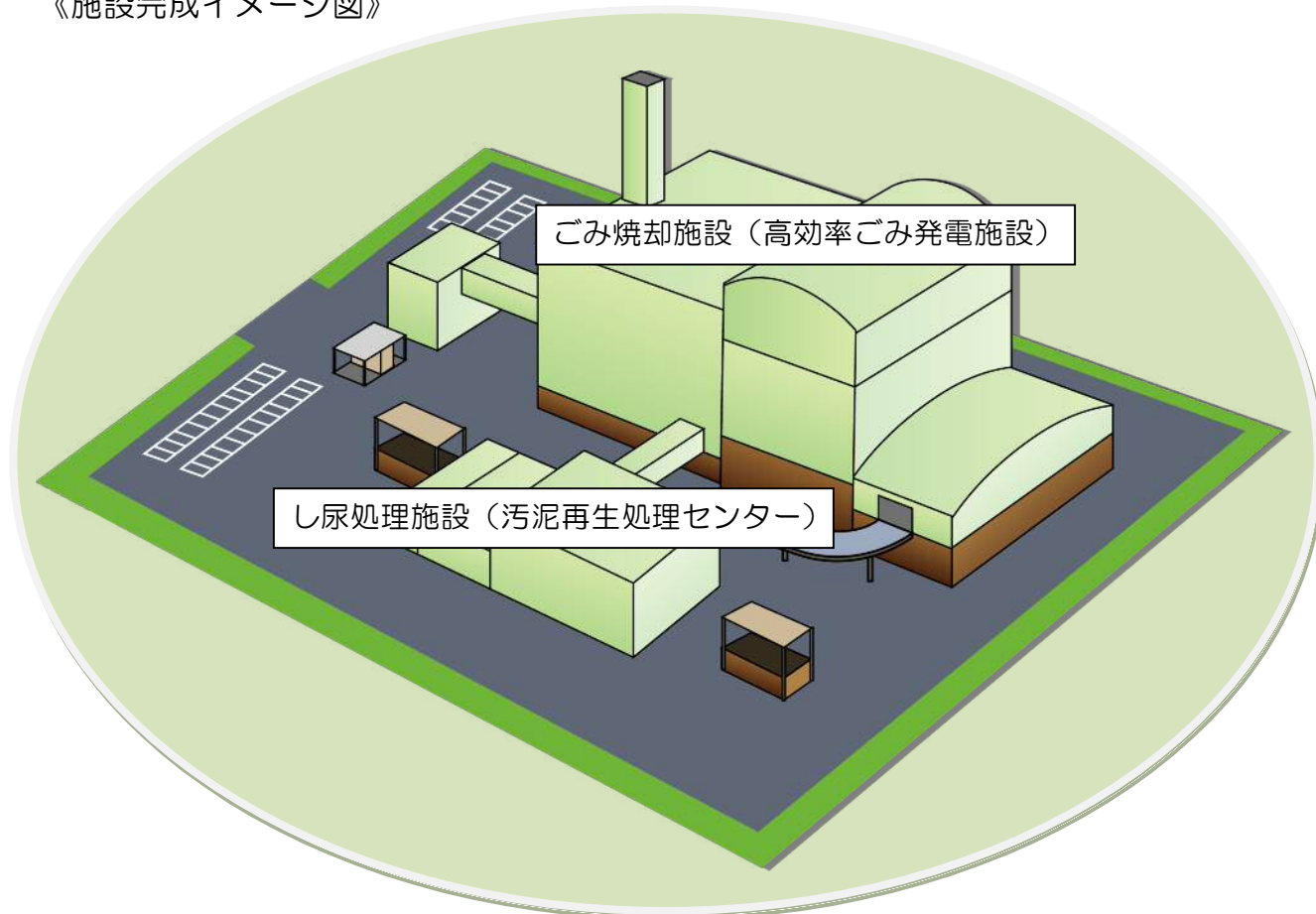
《（仮称）広島中央環境衛生組合一般廃棄物処理施設整備事業の事業内容》

都市計画対象事業の名称	（仮称）広島中央環境衛生組合一般廃棄物処理施設整備事業	
都市計画対象事業の種類	ごみ焼却施設 （高効率ごみ発電施設）の設置事業	し尿処理施設 （汚泥再生処理センター）の設置事業
処 理 対 象	普通ごみ等	し尿、浄化槽汚泥等
計 画 処 理 能 力	300 t/日（予定）	300 kL/日（予定）
処 理 方 式	ガス化熔融処理方式 （炉の方式は検討中）	浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式
処 理 水 の 放 流 先	施設排水は、施設内で再利用	下水道
建設工事スケジュール(予定)	平成 29 年度～平成 32 年度中（稼働開始）	

注 1）施設計画の詳細は現在検討中であり、詳細については今後の環境影響評価準備書の中で明らかにする予定です。

注 2）新施設は東広島市が都市計画に定めるため、都市計画決定権者（東広島市）が事業者（広島中央環境衛生組合）に代わるものとして、都市計画決定の手続きに併せて環境影響評価を行います。

《施設完成イメージ図》



3. 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、「広島県環境影響評価技術指針」においてごみ焼却施設及びし尿処理施設事業で示されている参考項目などに基づき、事業特性及び地域特性を勘案して、下表のとおり選定しました。

環境影響要因の区分 環境要素の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用					
		建設機械の稼働	資材及び車両の運搬に用	切土工等及び施設等の設置	の地形改変後の土地及び施設	稼働の			廃棄物及びし尿等の搬出入	廃棄物の発生
						排出ガス	排水	機械等の稼働		
大気質	硫酸化合物					●				
	窒素化合物	●○	●○			●			●○	
	浮遊粒子状物質		■□			●			■□	
	粉じん等	●○	●○						●○	
	有害物質					●				
騒音	騒音	●○	●○					●○	●○	
振動	振動	●○	●○					●○	●○	
悪臭	悪臭					●		○		
水質	水の汚れ						△			
	土砂による水の濁り			●○						
地形及び地質	重要な地形及び地質				△					
	土壌汚染					■				
動物	重要な種及び注目すべき生息地				●○					
植物	重要な種及び群落				●○					
生態系	地域を特徴づける生態系				●○					
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				●○					
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				●○					
廃棄物等	建設工事に伴う副産物			●○						
	一般廃棄物									●○
温室効果ガス等	二酸化炭素					●				

注) ●■：ごみ焼却施設を対象とする項目。

○□：し尿処理施設を対象とする項目。

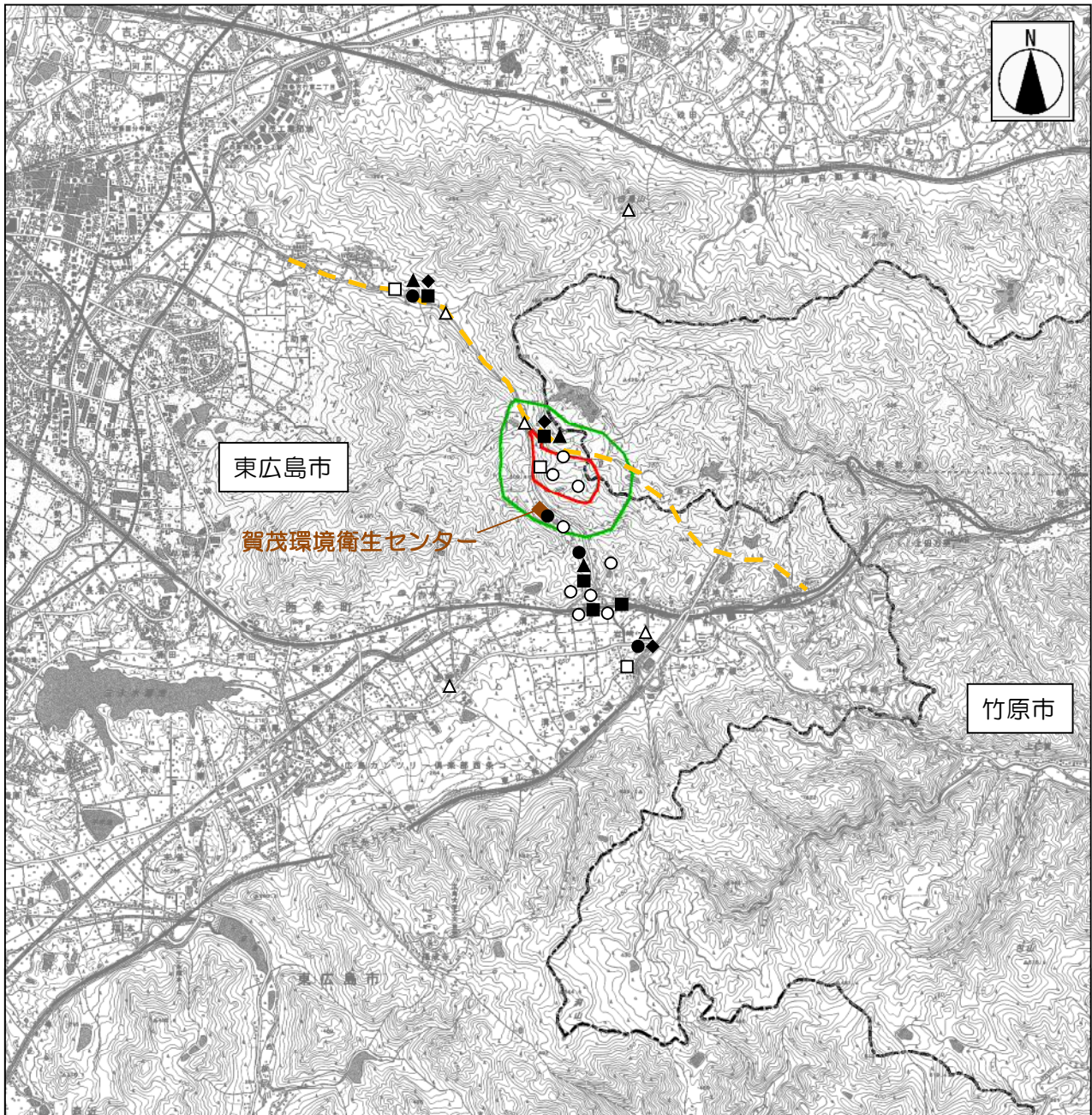
(●及び○は、「広島県環境影響評価技術指針」による。)

(■及び□は、追加した項目。)

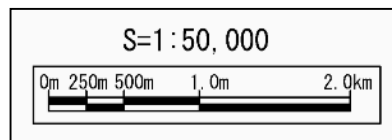
△：「広島県環境影響評価技術指針」の参考項目であるが、事業特性等を勘案した上で除外した項目（現況把握のための現地調査のみ実施）。

4. 建設候補地及び周辺地域における調査地点

建設候補地及び周辺地域における調査地点は、下図のとおり選定しました。



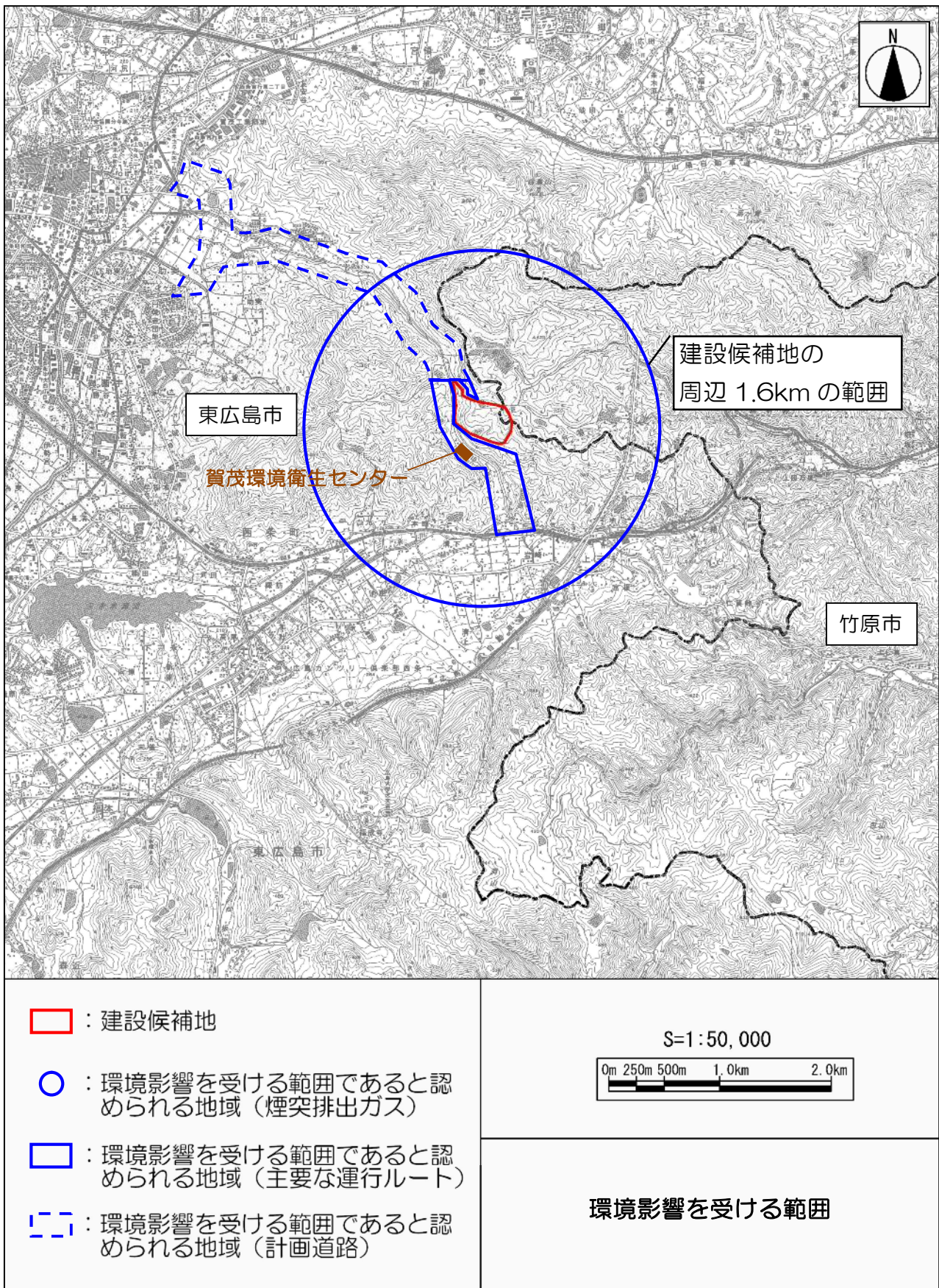
凡例	
	建設候補地
	動物・植物・生態系
	西国街道（旧山陽道）
●	大気質
■	騒音
▲	振動
◆	悪臭
○	水質
□	土壌
△	景観



建設候補地及び周辺地域
における調査地点

5. 環境影響を受ける範囲と認められる地域

環境影響を受ける範囲と認められる地域は、ごみ焼却施設の煙突排出ガスによる影響と車両による影響を考慮し、下図のとおり設定しました。



6. 方法書に関する諸事項

●方法書の縦覧

方法書の縦覧を次のとおり行います。方法書の写しの縦覧場所、期間及び時間は、下表のとおりです。※広島中央環境衛生組合のホームページでも閲覧することが出来ます。

縦覧場所		期 間	時 間
賀茂環境衛生センター		平成 25 年 8 月 7 日 (水) ～ 9 月 6 日 (金)	8 時 30 分 ～ 17 時 15 分 (土・日を除く)
東広島市	生活環境部廃棄物対策課 都市部都市計画課		
竹原市	市民生活部まちづくり推進課		
広島県	環境県民局環境保全課 西部東厚生環境事務所		

●方法書の説明会

方法書に関して、下記のとおり説明会を開催します。

説明会開催場所	日 時
竹原市田万里公民館	平成 25 年 8 月 25 日 (日) 10 時～
賀茂環境衛生センター	平成 25 年 8 月 25 日 (日) 14 時～
	平成 25 年 8 月 28 日 (水) 19 時～

●方法書に関する意見

方法書に関して、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。意見書の記載事項等は下表のとおりです。

提出方法	郵送による
意見書の様式	参考様式を組合のホームページからダウンロードすることができます (任意の様式でも可)
記載事項	氏名、住所、事業の名称、環境の保全の見地からの意見及びその理由
提出期限	平成 25 年 9 月 20 日 (金) まで (当日の消印有効)
提出先	〒739-8601 東広島市西条栄町 8 番 29 号 東広島市都市部都市計画課宛て

環境影響評価方法書に関するお問い合わせ先

<p>都市計画決定権者 東 広 島 市</p>	<p>〒739-8601 広島県東広島市西条栄町 8 番 29 号 都市部都市計画課 TEL:082-420-0954、FAX:082-421-3233</p>
<p>事業者 広島中央環境衛生組合</p>	<p>〒739-0022 広島県東広島市西条町上三永 766 番地 1 施設整備課 TEL:082-426-0916、FAX:082-426-0674</p>